

# 公益社団法人 日本青年会議所

## 理事会議事運用規程

- (7) 閉会の宣言
- (8) 会議の議決結果の外部への報告

### 第1章 総則

- 第1条** 定款第82条第2号に基づき、公益社団法人日本青年会議所理事会議事運用規程を定める。
- 2 本規程は、理事会における会議の運用に関し、円滑に議事を進行させることを目的とする。
- 第2条** 本規程は、国際青年会議所が採用するロバート議事法に原則として基づく。

### 第2章 招集

- 第3条** 会議の招集は、定款第48条第4項に基づき、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を、開催日の10日前までに通知を発しなければならない。
- 第4条** 会議の招集を受けた者は、出席報告をしなければならない。
- 第5条** 会議の招集を受けた者が出席できないときは、その理由を付し会議開会の時刻前に会頭に届け出なければならない。

### 第3章 会議

- 第6条** 会議の議長は、定款第49条に基づき、会頭又は会頭の指名した者がこれにあたる。
- 第7条** 会議は、定款第50条に基づき、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 第8条** 会議の開会定刻より相当の時間を経てもなお定足数に達しないときは、議長は会議開会の時間の遅滞又は流会を宣告することができる。
- 2 会議中に定足数を欠くに至るおそれのあるときは、議長は休憩又は流会を宣言することができる。
- 第9条** 議長は、会議の秩序を維持し、本規程に定めるほか、次のことを行う。
- (1) 開会の宣言
  - (2) 会議の成立の宣言
  - (3) 議事日程の宣言
  - (4) 議事録作成人の指名
  - (5) 議事録署名人の指名
  - (6) 前回議事録の承認

### 第4章 議事日程

- 第10条** 議長は、会議時に議事日程及び会議に関する資料を、出席者に配布又は呈示しなければならない。
- 第11条** 議長が必要であると認めるとき、又はその会議に議題を提出する権利を有する構成員から動議が提出されたときは、会議の議を経て議事日程の順序を変更したり他の議題を追加することができる。
- 第12条** 議長は、予定時間内に議事日程に記載した議題の審議が未了の場合は、会議出席者の議決を経て会議時間の延長をすることができる。
- なお、審議に至らなかった議題について、あらためて議事日程を定めたときは、その議題を最優先としなければならない。

### 第5章 議題及び動議

- 第13条** 会議の議題提出権者は、その会議において議題を提出する権利を有すると同時に、議決権を有するその会議の構成員でなければならない。
- 第14条** 議題提出権者が議題を提出するときは、開催予定日の2週間前までに会頭に文書をもって提案理由をつけて提出しなければならない。ただし緊急とみなされた場合はこの限りでない。
- 第15条** 同一議題で議決された事項を、再度その会議において議題として取り上げるときは、会議の議決権を有する出席構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 2 同一議事日程中に議決された事項は、いかなる理由があろうとも再度その会議に議題として取り上げることはできない。
- 第16条** 動議は、会議において、他に1人以上のその会議の議決権を有する出席構成員の賛成がなければならない。
- 第17条** 動議は、会議において、賛成支持されない前は取り下げることができる。

### 第6章 議事

- 第18条** 議題を会議に付するときは、議長はその旨宣告する。
- 第19条** 議題提出者は、提案主旨を記載した文書を資料

として配布し、必要があれば説明しなければならない。

## 第7章 発言

**第20条** 発言は、すべて議長の許可を得なければならない。議長の許可のない発言は討議の対象にはならない。

**第21条** 発言しようとする者は、挙手をして「議長」と呼び、議長の許可を得て、自己の氏名を告げ発言しなければならない。

**第22条** 2人以上挙手をして発言を求めたときは、議長は先挙手者と認めた者を指名する。

**第23条** 発言はすべて簡明を旨とし、議題外にわたり、又はその範囲を越えてはならない。

**第24条** 議題提出者は、会議において、議題提案の詳細な説明をあらかじめ自分以外の者にさせようとする場合には、議長に申し出て許可を得、その旨をその議案の審議に入ったただちに申し述べ、その者を紹介し発言させるものとする。又この者を指名して質問のあった場合は、議長は速やかにこの者に答弁させなければならない。

**第25条** 議長は、発言がその会議の品位をきずつけ、又は議事妨害であると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

**第26条** 議長は、討議の進行において最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者とを交互に指名するように努めなければならない。

**第27条** 発言は原則として1議題につき、1人2回5分以内の範囲で行う。ただし、議事進行上その適用は議長の判断とし回数、時間等を議長により制限されることがある。

## 第8章 議決

**第28条** 議長は、議決をするときはその旨を告げる。

**第29条** 議決は次の方法による。

- (1) 口頭
- (2) 拍手
- (3) 挙手
- (4) 起立
- (5) 記名投票
- (6) 無記名投票

**第30条** 議決は、まず否決案について行い、次に修正案、原案をあとにする。修正案が多い場合、原案に最も遠いものより議決する。

## 第9章 議事録

**第31条** 議事録は、議長から指名された書記により、議事に関し忠実に記載されなければならない。又書記は、定款第53条に基づき、作成した議事録を会頭及び監事に呈示、確認のうえ、署名捺印を得て書記に返却させるものとする。会頭が理事会に出席しなかった場合には、出席した理事全員と監事の署名押印を得る。

**第32条** 議事録は、いかなる理由があろうとも内容を変えることはできず、あくまで事実の内容に対する誤文・誤字の訂正にとどめる。

**第33条** 議事録は、会議開催後速やかに作成し、議長、議事録署名人に送付しなければならない。

**第34条** 前条で送付を受けた会頭及び監事は、訂正修正箇所があれば指摘し、速やかに署名捺印の上、書記に返却しなければならない。

**第35条** 前条にて確認された議事録は、会議構成者に速やかに送付しなければならない。

## 第10章 傍聴

**第36条** 会議を傍聴しようとする者は、会員会議所の正会員にして、議長の許可を得なければならない。

**第37条** 傍聴者は、会議の開会中は会議における討議に対して、賛否を表明したり発言したりして議事を妨害するような言動をしてはならない。

なお、傍聴者が議事の進行を妨害した場合は、議長はその者を退場させることができる。

### 附 則

この規程の変更規定は、平成25年12月14日から施行する。

昭和48年	9月14日	制定
昭和50年	1月17日	改正
昭和62年	4月18日	改正
平成8年	9月21日	改正
平成15年	10月25日	改正
平成15年	12月6日	改正
平成16年	10月23日	改正
平成20年	10月2日	改正
平成22年	10月16日	改正
平成25年	12月14日	改正